

設置根拠

- 地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられている。
- 健康日本21（第三次）においても、県は地域・職域連携推進協議会等も活用し、市町村や医療保険者、企業、教育機関、民間団体等の関係者の連携強化のための中心的役割を担うこととされている。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針
 (◆平成16年06月14日厚生労働省告示第242号)

7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、介護予防及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携(以下「地域・職域の連携」という。)を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、栄養指導その他の保健指導の実施の委託先に関する情報の共有など健康診査の実施、栄養指導その他の保健指導の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、**広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位(保健所の所管区域等)においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。**なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

- (一) 都道府県単位
 - イ 情報の交換及び分析
 - ロ 都道府県における健康課題の明確化
 - ハ 各種事業の共同実施及び連携
 - ニ 研修会の共同実施
 - ホ 各種施設等の相互活用
 - ヘ その他保健事業の推進に必要な事項
- (二) 地域単位
 - イ 情報の交換及び分析
 - ロ 地域における健康課題の明確化
 - ハ 保健事業の共同実施及び相互活用
 - ニ 健康教育等への講師派遣
 - ホ 個別の事例での連携
 - ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

なお、協議会等の開催に当たっては、「地域・職域連携推進ガイドライン」(令和元年九月これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会取りまとめ)を活用すること。



- 都道府県単位及び二次医療圏域(保健所)単位に設置
- 地域・職域連携共同事業(連携事業)の企画・実施・評価等の中核的役割を果たす。
- 各地方公共団体の健康増進計画(健康日本21地方計画)の推進に寄与することを目的とする。

